



後期高齢者医療制度の対象となる皆さんへ

※後期高齢者医療制度とは、75歳以上の人と65歳以上の一定の障がいのある人の健康保険です

問い合わせ
市保険年金医療課 ☎43・8128または
県後期高齢者医療広域連合 ☎092・651・3111

保険証は桃色から
うす緑色に変わります

8月1日(火)から使用する
うす緑色の保険証を、7月
下旬に送ります。令和6年7月
31日まで有効です。桃色の保
険証は、8月以降使用できな
いので注意してください。

医療保険料額決定通知書を
送ります

7月中旬以降に「後期高
齢者医療保険料額決定通知書」

を送ります。保険料額は、加
入者全員が同じ金額を負担する
「均等割額」と、個人ごとの総
所得金額等に応じて負担する
「所得割額」の合計です。保険
料の最高限度額は66万円で、
所得の低い人には均等割額の
軽減があります。

限度額適用・標準負担額
減額認定証を更新します

限度額適用認定証や限度額
適用・標準負担額減額認定証
(以下、認定証)を持つ人で、令

和5年8月以降も対象要件に
該当する人には、7月下旬に
8月以降使用できる認定証を
送ります。申請は不要で、保険
証とは別に送ります。

なお、表③の認定証発行欄
が「○」で認定証を持たず、交
付を希望する人は市保険年金
医療課で申請してください。

認定証を医療機関窓口で提示
することで医療費が自己負担
限度額までとなります。また、
白色の認定証の人は入院時の
食費・居住費も減額されます。

①保険料額の算出方法

保険料額
(10円未満
切り捨て)

=

均等割額
56,435円

+

所得割額
(総所得金額等－基礎控除額)
※1) × ※2)
10.54%

※1 「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」「給与収入－給与所得控除額」「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種控除前の金額です

※2 「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合、43万円です。2,400万円を超える場合は異なります

②均等割額の軽減

対象者の所得要件 同一世帯(※1)内の被保険者および世帯主の 軽減対象所得金額(※2)の合計額	軽減 割合	軽減後の 均等割額 (年額)
43万円(基礎控除額) +10万円×(給与所得者等の数－1)※3以下	7割	16,930円
43万円(基礎控除額)+29万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数－1)※3以下	5割	28,217円
43万円(基礎控除額)+53.5万円×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数－1)※3以下	2割	45,148円
※1 「同一世帯」とは、令和5年4月1日時点(年度途中で加入した場合は加入 時点)の世帯が基準となります ※2 「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳 以上の方の公的年金については「公的年金等収入－公的年金等控除額－特 別控除額15万円」となります。また事業専従者控除、分離譲渡所得の特別 控除は適用されません ※3 下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得ま たは公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます		

③自己負担限度額(月額)

負担割合	負担区分	外 来 (個人単位)	外来 + 入院 (世帯単位)	認定証 発行	認定証 の色
3割	現役並みⅢ 住民税課税所得 690万以上 (※1)	252,600円【140,100円 ※3】 ●医療費が842,000円を超えた場合は 超えた分の1%を加算		×	×
	現役並みⅡ 住民税課税所得 380万以上 (※1)	167,400円【93,000円 ※3】 ●医療費が558,000円を超えた場合は 超えた分の1%を加算		○	オレンジ
	現役並みⅠ 住民税課税所得 145万以上 (※1)	80,100円【44,400円 ※3】 ●医療費が267,000円を超えた場合は 超えた分の1%を加算		○	オレンジ
2割	一般Ⅱ ※2	1割負担+3,000円(※4) または18,000円の いずれか低い方	57,600円 【44,400円 ※3】	×	×
1割	一般Ⅰ	18,000円			
	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	○	白
	世帯全員の住民税が非課税で区分Ⅰ以外			○	白
	区分Ⅰ	8,000円	15,000円	○	白
世帯全員の所得が0円(年金80万円以下)である世帯に属する					

- ※1 同一世帯に各負担区分に記載の住民税課税所得以上の被保険者がいる人
- ※2 同一世帯に住民税課税所得が 28 万円以上の被保険者がいる人で、後述の
①または②に該当する人。ただし、3 割負担の人は除く
①単身世帯で「年金収入+その他の合計所得金額」の合計額が 200 万円以上
②複数世帯で被保険者全員の「年金収入+その他の合計所得金額」の合計
額が 320 万円以上
- ※3 過去 12 カ月以内に世帯単位で高額療養費の支給を受けた場合の4回目
以降の金額
- ※4 自己負担額が 6,000 円を超える場合のみ適用
- ※5 「認定証発行」欄が「×」の人は、保険証が認定証に代わるので、認定証の申請は不要です

知っていますか？

国民年金 の アレコレ

国民年金に関する 大切な情報を ギュギュッと まとめました!!

問い合わせ
東福岡年金事務所 ☎092・651・7967
市保険年金医療課 ☎43・8127

7月3日(月)受付開始
保険料免除・猶予申請制度

経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請によって認められると、保険料が全額または一部免除されます。また、納付猶予制度もあります。これらを利用することで、将来の年金受給権や万一の事故などによって障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格を確保できます。詳しくはお問い合わせください。

受付開始日 7月3日(月)

※令和5年度分

持参物 ①マイナンバーが確認できるものまたは年金手帳
②運転免許証などの写真付きの本人確認書類 ③失業を理由に申請する場合は失業を確認できる雇用保険受給資格者

証や雇用保険被保険者離職票などの書類

**国民年金手続きの
スマホ申請を開始**

マイナポータルで国民年金手続きの電子申請ができるようになりました。

これによって、24時間365日、スマートフォンから簡単に申請ができます。また、処理状況や申請結果も確認できます。

対象 国民年金に加入中または加入する人 ※マイナポータルの利用者登録が必要です

申請内容 ①第1号被保険者加入の届出(退職後の厚生年金からの変更など) ②保険料免除・納付猶予の申請 ③保険料学生納付特例の申請

問い合わせ 日本年金機構 ☎0570・003・004

電子決済

令和5年2月からスマートフォンアプリを利用した電子決済での納付が利用できるようになりました。対象決済アプリや決済方法など、詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

「居所登録」を忘れずに

国民年金を受給している人で、介護施設への入所などで住民票上の住所以外に居住する場合、日本年金機構に居所登録を行えば、異なる住所へ年金に関するお知らせを送付することができま

居所登録せずに住民票上の住所に住んでいない場合、年金に関する大切なお知らせが手元に届かなくなる恐れがあります。また、場合によっては、年金の支給が一時的に保留されることもあります。

対象 介護施設や医療機関に長期間入所・入院する人、親族の家などに一時的に居住する人など

持参物 ①マイナンバーが確認できるものまたは年金手帳

②運転免許証などの写真付きの本人確認書類 ※居所登録をやめる場合(介護施設や医療機関を退所・退院して住民票住所へ戻る場合など)は、原則として年金事務所への届出が必要です

国民年金付加保険料

国民年金の一般保険料に加えて月々400円の付加保険料を納めると、受給する年金額を増やすことができます。加算される金額は、年額「200円×付加保険料納付月数」となります。詳しくは下の図をご覧ください。 ※付加保険料は申し出をした月分から支払いが発生し、さかのぼって加入できません。また、国民年金基金との併用はできません

対象 保険料の免除や猶予を受けている人を除く国民年金の第1号被保険者、65歳以上を除く任意加入被保険者

持参物 ①マイナンバーが確認できるものまたは年金手帳
②運転免許証などの写真付きの本人確認書類 ※口座振替を希望する場合は預貯金通帳とその届出印が必要です

20 歳から 60 歳までの 40 年間 付加保険料を納めた場合

40 年間の付加保険料納付額の合計
192,000 円(400 円×12 カ月×40 年)
加算される年金額
96,000 円(年額)(200 円×12 カ月×40 年)

つまり…
2年を超えて受給すれば、納付した保険料以上の金額を受給できる。

年金相談のお知らせ

東福岡年金事務所では、ふくとびあでの出張相談も行っています。年金の受給に関する相談や、年金請求書の提出ができます。相談を希望する人は、事前に予約が必要です。ただし、内容によっては相談を受けることができない場合がありますので、予約の際に確認してください。

日時 毎週水曜日の午前9時30分～正午、午後1時～午後4時 ※祝日および12月29日、令和6年1月3日は除く

場所 ふくとびあ

受け付け 東福岡年金事務所 ☎092・651・7967